

## Chapter 03

# お金の基本ルールを知る

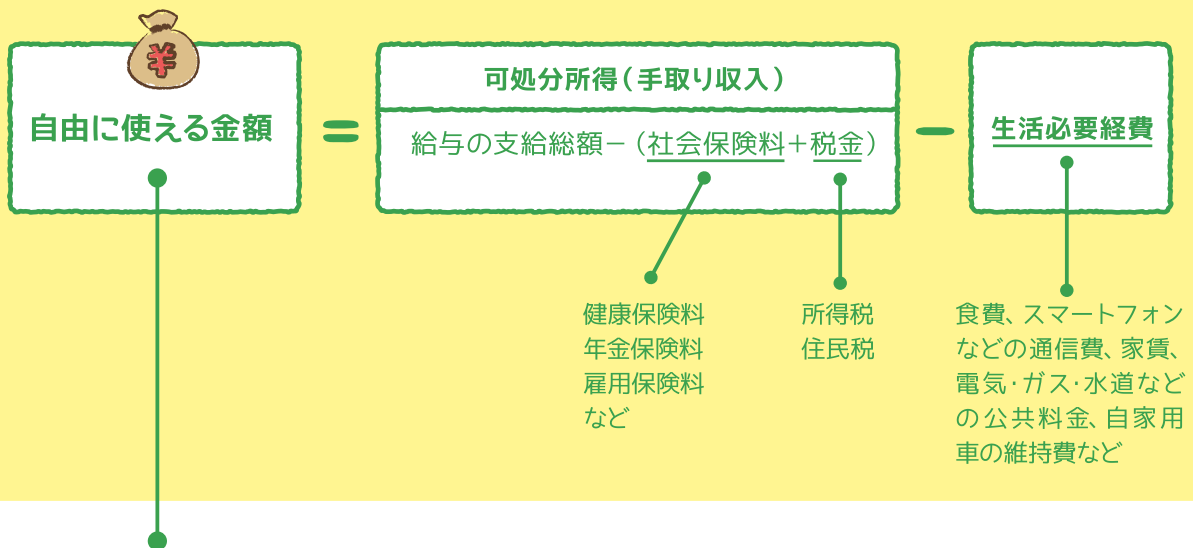
私たちの人生はお金なしには回っていきません。社会全体を人間の身体に例えると、お金は血液のようなものです。うまく回していくことで健全な状態を保つことができます。

消費者トラブルは、その多くがお金をめぐるトラブルです。

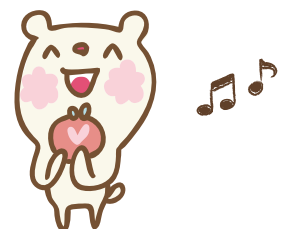
この章では、人生を支えるお金についての基本的なルールを説明します。

## 収入と支出を把握する —自由に使える金額を知る—

お金に関する基本は、自分自身の収入と支出を把握して、自由に使える金額を認識しておくことです。



この「自由に使える金額」の中で、友人らとの飲み会や結婚祝いなどの交際費、映画鑑賞や旅行、お稽古ごとなどの教養娯楽費などをまかなうこととなります。また、この金額を覚えておくことで、新たに商品を買ったりサービスを受けたりするとき、その対価が払いしける額なのかどうかの目安になります。



# クレジットや金利のしくみ

— 多重債務に陥らないために —

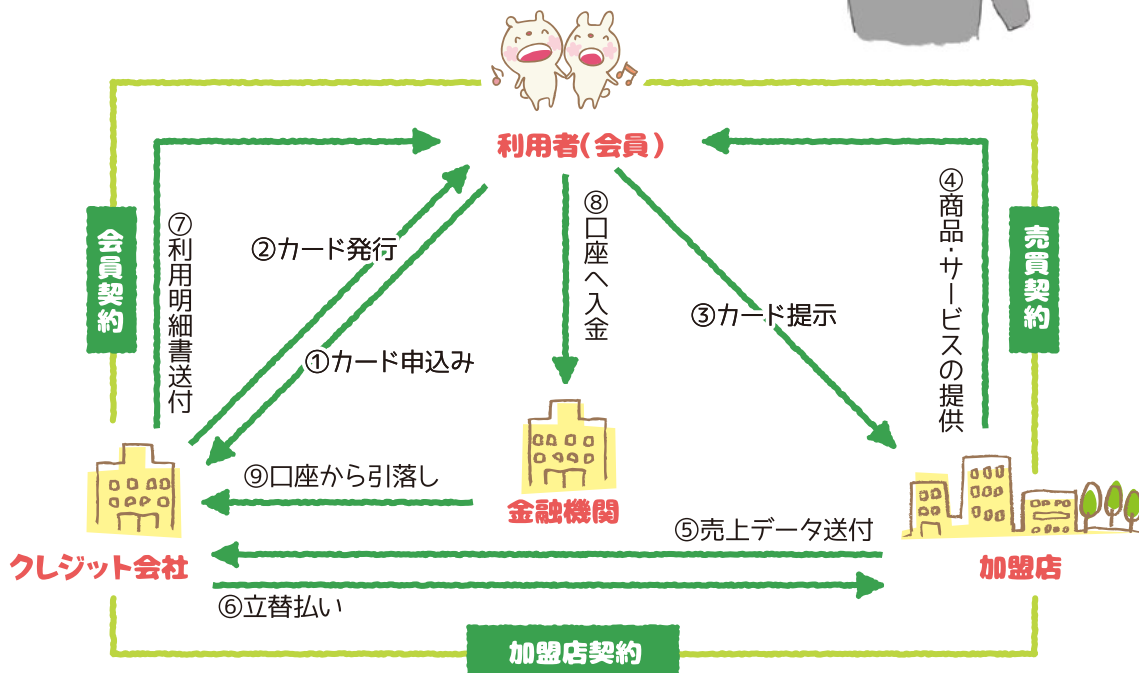
クレジットや各種ローン・キャッシングは、どれも「借金」です。手元に現金がないからといって、その場しのぎのつもりで安易に利用すると、返済がどんどん困難になり、取り返しのつかないことになってしまいます。

クレジットや金利のしくみをよく理解したうえで、無理のない範囲で利用することが大切です。

## クレジットカードのしくみ

クレジットは、ショッピングなどの代金をクレジット会社に立て替えてもらう契約です。

クレジットカードを利用すると、あらかじめクレジット会社と契約した利用限度額の範囲内で、購入した商品・サービスの代金を立て替えてもらうことができます(包括クレジット契約)。



## クレジットの審査

クレジットは「信用」という意味です。クレジット会社は審査により「必ず支払いができる」と認めた人とだけ会員契約をし、クレジットカードを発行します。クレジット会社は審査のときに指定信用情報機関に、その人のローンやクレジットの利用および返済状況を問い合わせます。スマートフォンなどの本体の分割払いや日本学生支援機構の奨学金の返済の状況も指定信用情報機関に登録されます。

クレジットカードの支払いやスマートフォン本体の分割払い、ローン・キャッシングや奨学金などの返済の滞りが続くと、新たにクレジットカードを作ったり、新たに自動車や住宅などのローンを組むときに、審査に通らない場合があります。



## 支払方法と金利

クレジットカードの支払方法により、金利がつく場合があります。

支払方法	内容	金利
翌月一括払い	利用した金額を翌月またはボーナス時に一括で支払う	なし
ボーナス一括払い(注1)		
分割払い(注1)	支払い回数を決めて分割して支払う	あり
リボルビング払い(注1) (リボ払い)	利用金額に関わらず、毎月一定の額を支払う	あり(注2)

(注1) 購入した商品やサービスに欠陥があった場合、割賦販売法により消費者がクレジット会社からの支払い請求を拒絶できる(支払停止の抗弁)。

(注2) 利用残高の総額に対して金利がかかる。

**リボルビング払いは、毎月の支払額が一定のため、利用総額を把握しにくく、使いすぎてしまいがちです。また、金利も分割払いより高く設定されていることが多いため、利用総額(残高)を利用明細でこまめにチェックするなど、慎重な管理が必要です。**



## クレジットカードを上手に使うには

クレジットカードは、そのしくみや支払方法ごとの金利について正しく理解したうえで、適正に管理・利用することが大切です。

<b>1</b> クレジットカードを作ったら、必ず規約に目を通し、カード裏面に署名する	裏面に署名していないカードは、紛失・盗難の際に他人が裏面に署名してカード名義人になりすまして悪用するおそれがあるほか、トラブル発生時にクレジット会社が補償に応じない場合があります。
<b>2</b> 暗証番号は、他人に類推されにくいものにする、定期的に変更する、カードと一緒にメモを持ち歩かないなど適正に管理する	クレジットカードは、不正利用の損害から利用者を保護する預金者保護法(※)の対象ではないため、より一層厳重な管理が必要です(金融機関のキャッシュカードは、預金者保護法の対象)。
<b>3</b> クレジットカード利用時は、必ずその場で売上伝票(利用金額・支払方法など)を確認し、売上伝票は捨てずに保管しておく	カードによっては、金利の高いリボルビング払いが基本のものもあるので注意が必要です。
<b>4</b> 毎月の利用明細は必ず確認し、身に覚えのない請求があったら、すぐにクレジット会社に確認する	最近の利用明細はインターネット上で自ら確認しなくてはならないものも増えています。必ず確認することを習慣にしましょう。
<b>5</b> 自分のクレジットカードを他人に貸す、カード発行のために自分の名前を他人に貸す(名義貸し)という行為は、どんなに親しい間柄であっても絶対にしない	実際には自分が使っていない場合でも、カード名義人に支払義務が生じます。

※偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

**紛失・盗難に気づいたら すぐに 警察とクレジット会社に連絡しましょう。**

30万円を実質年率18%の元利均等方式のリボ払いで返済するときの利息(手数料)の例

- Q 毎月2万円ずつ返済  
支払回数18回 利息(手数料) 42,291円
- Q 毎月1万円ずつ返済  
支払回数41回 利息(手数料) 101,342円
- Q 毎月5千円ずつ返済  
支払回数155回 利息(手数料) 471,983円

利息が元金以上に!

銀行などの金融機関からお金を借りる場合は銀行法、消費者金融やクレジット会社から借りる場合は貸金業法で一定のルールが定められています。いずれの場合も、貸出金利の上限は、利息制限法で定められています。

借金の返済は、原則として、まず利息の支払いに充当され、残りの金額が元金の返済に充てられます。そのため、毎回の返済額が少ないと、支払いが楽な反面、利息を支払うだけで元金が減少せず、返済が長引いて返済総額が大きくなる場合があります。

多重債務に陥らないために

複数の金融機関などから借金を繰り返し、雪だるま式に借金が増え、返済が困難になることを「多重債務」といいます。

多重債務のきっかけは、誰にでも起こりうるものです

- 転職して収入が減ったので、生活費を補てんするため借金をした。
- ポイント目当てで、何でもかんでもリボ払いでクレジットカードを使っていたら、いつの間にか支払額が大きくなり、キャッシングで補てんした。
- 頼まれて断りきれず知人の借金の連帯保証人になったら、知人が失踪し、自分が借金を背負うことになった。



借金はどんなに少額であっても利息を付けて返済することが必要です。

借金は、未来の自分からの借金(前借り)といえます。

手元の現金が不足しているからといって安易にローンやキャッシングを利用するのは大変危険です。

「本当に、今すぐ借入れが必要なお金か」

を冷静に判断し、借り入れた場合に返済できるかどうかを慎重に検討することが必要です。

借金の返済に困ったら、信用できる相談窓口にすみやかに相談しましょう。  
一人で悩んでいる間にも、借金は増えていきます。  
また、借金で命を落としたり、犯罪にまで手を染めたりしてはいけません。



ヤミ金融には絶対に手を出さない! 犯罪に加担しない!

ヤミ金融とは、国や県の登録を受けずに、出資法の上限金利(20%)を超える違法な高金利で貸し付け、悪質な取り立てを行う貸金業者です。少額・短期間で「超低金利、スピード融資、審査なし」などと気軽に利用できるようにみせかけて、違法な金利で貸し出します。例えば、「3万円借りて10日後に1,000円の利息」という条件は、金利(実質年率)にすると約122%に相当する違法なヤミ金融です。

$$30,000\text{円(元金)} \times 1.22\text{(実質年率122\%)} \div 365\text{(日/年)} \times 10\text{(日)} \approx 1,000\text{円}$$

最近では、「スマホを購入して送ればお金を貸す」などと言われて、お金欲しさに自己名義で購入して送付したら、そのスマートフォンが特殊詐欺などの犯罪に利用されたといったケースも発生しています。

携帯電話不正利用防止法により、自己名義の携帯電話(SIMカード)を無断で譲渡することは禁止されています。他者に譲渡しても、契約した携帯電話の購入代金や、通信費などの利用料金の支払い義務は当然なくなりません。それどころか、携帯電話販売店から携帯電話やSIMカードをだまし取ったとして、詐欺罪に問われる場合もあります。